

最近改正 平成28年7月29日例規（識）第83号

この度、別記のとおり大阪府警察指掌紋情報照会業務実施要領を制定し、平成11年1月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「一指指紋照合業務処理要綱の制定について」（昭和43年11月15日例規（識・総）第49号）及び「指紋原紙等の職業欄および特徴欄の記入要領について」（昭和47年11月24日例規（識）第70号）は、廃止する。

別 記

大阪府警察指掌紋情報照会業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、指掌紋取扱規則（平成9年国公安規則第13号。以下「規則」という。）に基づく被疑者の指紋記録若しくは指紋資料（以下「指紋記録等」という。）又は掌紋記録若しくは掌紋資料（以下「掌紋記録等」という。）（以下「指掌紋記録等」という。）及び身上事項並びに現場指紋及び現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）に関する情報について、警察庁指掌紋自動識別システム（以下「警察庁指掌紋システム」という。）及び大阪府警察指掌紋システムにより行う照会に係る業務（以下「指掌紋情報照会業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 指掌紋照会

被疑者又は変死者等の指紋又は掌紋（以下「指掌紋」という。）により該当する指紋記録又は掌紋記録（以下「指掌紋記録」という。）の有無を照会し、その身上事項等を明らかにするために行う照会をいう。

(2) 遺留指紋の照会

遺留指紋により該当する指紋記録の有無を照会し、被疑者の身上事項を明らかにするために行う照会をいう。

(3) 遺留掌紋の照会

遺留掌紋により該当する掌紋記録の有無を照会し、被疑者の身上事項を明らかにするために行う照会をいう。

第3 運用時間

指掌紋情報照会業務の運用時間は、24時間とする。

第4 運用体制

1 運用責任者

- (1) 鑑識課に指掌紋情報照会業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。
- (2) 運用責任者は、鑑識課長をもって充てる。
- (3) 運用責任者は、指掌紋情報照会業務を統括管理するものとする。

2 運用副責任者

- (1) 鑑識課に指掌紋情報照会業務運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。
- (2) 運用副責任者は、鑑識課次長をもって充てる。
- (3) 運用副責任者は、運用責任者を補佐し、指掌紋情報照会業務の適正かつ効果的な運用を図るものとする。

3 取扱責任者

- (1) 鑑識課及び警察署に指掌紋情報照会業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- (2) 取扱責任者は、鑑識課にあっては指掌紋記録等については指紋資料・足跡担当課長補佐を、現場指掌紋については指紋照会担当課長補佐を、警察署にあっては刑事課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。
- (3) 取扱責任者は、所属における指掌紋情報照会業務について管理するものとする。

4 取扱副責任者

- (1) 鑑識課及び警察署に指掌紋情報照会業務取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。
- (2) 取扱副責任者は、鑑識課にあつては鑑識課長が指定する係長を、警察署にあつては鑑識係長をもって充てる。
- (3) 取扱副責任者は、取扱責任者を補佐するとともに、指掌紋記録等の作成及び保管、現場指掌紋の照会及び保管等（警察署にあつては、指掌紋記録等及び現場指掌紋の保管を除く。）を適正かつ効果的に運用するものとする。

5 取扱担当者

- (1) 鑑識課及び警察署に取扱担当者を置く。
- (2) 取扱担当者は、所属長が指定する者をもって充てる。
- (3) 取扱担当者は、鑑識課にあつては指掌紋記録の登録、指掌紋照会、遺留指紋又は遺留掌紋の照会等を、警察署にあつては指掌紋記録の作成等を行うものとする。

第5 指掌紋記録の取扱い等

1 指掌紋記録の作成

警察署の取扱担当者は、ライプスキャナを操作して指掌紋記録の作成を行うものとする。

2 指掌紋記録の登録

- (1) 鑑識課の取扱担当者は、規則第4条第1項の規定により警察署長から送信を受けた指掌紋記録又は同条第3項の規定により警察庁犯罪鑑識官に送信した指掌紋記録であつて、警察庁犯罪鑑識官から犯歴番号（警察庁犯罪鑑識官が指紋記録を受領した順に定めた被疑者に係る番号をいう。以下同じ。）を受信したものについて、大阪府警察指掌紋システムに登録するものとする。
- (2) 鑑識課の取扱担当者は、規則第4条第1項の規定により警察署長から送信を受けた指紋記録又は同条第3項の規定により作成した指紋記録のそれぞれに係る指紋の画像について、遺留指紋の照会を行うために必要な点検、補正等の処理を行った上、大阪府警察指掌紋システムに登録するものとする。

3 処分結果資料の作成

警察署の取扱担当者及び警察本部の犯罪捜査を担当する所属（以下「担当所属」という。）の指掌紋記録等を取り扱う者は、処分結果資料（大阪府警察指掌紋取扱規程（平成10年訓令第29号。以下「規程」という。）別記様式第2号）の作成を行うものとする。

第6 指掌紋照会

1 被疑者に係る指掌紋照会

- (1) 警察署の取扱担当者及び担当所属の指掌紋記録等を取り扱う者（以下「取扱担当者等」という。）は、規則第9条第1項の規定による被疑者に係る指掌紋照会を行う場合は、ライプスキャナにより警察庁犯罪鑑識官に指掌紋記録を送信するときに、要照会の旨を入力するものとする。この場合において、緊急指掌紋照会（規程第13条第1項の規定により緊急に行う規則第9条第1項及び第2項の規定による照会をいう。以下同じ。）を依頼するときにあつては、更に要緊急の旨を入力するものとする。
- (2) 鑑識課の取扱担当者は、規則第9条第3項の規定による被疑者に係る指掌紋照会を行う場合は、規則第4条第3項の規定により警察庁犯罪鑑識官に指掌紋記録を送信するときに、要照会の旨を入力するものとする。
- (3) 鑑識課の取扱担当者は、被疑者に係る緊急指掌紋照会の依頼を受けた場合の規程第13条第2項の規定による指掌紋記録等との対照については、大阪府警察指掌紋システムにより照会した上、その結果を目視により再度確認するものとし、同条第3項に規定する場合における規則第9条第1項又は第3項の規定による照会については、警察庁指掌紋システムにより行うものとする。

2 変死者等に係る指掌紋照会

鑑識課の取扱担当者は、規程第14条第2項の規定による変死者等に係る指掌紋照会の依頼を受けた場合の指掌紋記録等との対照については、大阪府警察指掌紋システムにより照会した上、その結果を目視により再度確認するものとし、同条第3項に規定する場合における規則第10条第2

項の規定による照会については、警察庁指掌紋システムにより行うものとする。

第7 指掌紋照会の回答

1 被疑者に係る指掌紋照会に対する回答

(1) 被疑者に係る指掌紋照会（緊急指掌紋照会を除く。）に対する回答

鑑識課長は、規則第9条第4項の規定による被疑者に係る指掌紋照会（緊急指掌紋照会を除く。）に対する回答について、警察庁犯罪鑑識官から警察庁指掌紋システムに係る指掌紋照会回答書（指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）別記様式第3号。以下「警察庁回答書」という。）の送付を受けたときは、当該警察庁回答書を当該回答に係る指掌紋照会を行った警察署長又は担当所属の長（以下「署長等」という。）に送付するものとする。

(2) 被疑者に係る緊急指掌紋照会に対する回答

ア 鑑識課長は、規程第13条第2項の規定による対照の結果、大阪府警察指掌紋システムに該当する指掌紋記録等があったときは、取扱担当者に、その旨を取扱担当者等に対し電話等により回答させるとともに、必要に応じて大阪府警察指掌紋システムに係る指掌紋照会回答書（別記様式第1号。以下「大阪回答書」という。）を署長等に送付するものとする。

イ 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官から電話により警察庁指掌紋システムに係る該当の有無の回答を受けたときは、取扱担当者に、その内容を取扱担当者等に対し電話等により回答させるものとし、後日、警察庁犯罪鑑識官から警察庁回答書の送付を受けたときは、当該警察庁回答書を署長等に送付するものとする。

2 変死者等に係る指掌紋照会に対する回答

(1) 鑑識課長は、規程第14条第2項の規定による対照の結果、大阪府警察指掌紋システムに該当する指掌紋記録等があったときは、大阪回答書を署長等に送付するものとする。この場合において、当該対照が変死者等に係る指掌紋照会を緊急に行う必要があるものであるときは、取扱担当者に、その旨を取扱担当者等に対し電話等により回答させるものとする。

(2) 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官から電話により警察庁指掌紋システムに係る該当の有無の回答を受けたときは、取扱担当者に、その内容を取扱担当者等に対し電話等により回答させるものとし、後日、警察庁犯罪鑑識官から警察庁回答書の送付を受けたときは、当該警察庁回答書を署長等に送付するものとする。

第8 警察庁電子計算機への犯歴の登録

指掌紋記録等を作成した被疑者の犯歴については、次により警察庁の電子計算機（以下「警察庁電子計算機」という。）に登録するものとする。

(1) 鑑識課の取扱担当者は、警察署の取扱担当者からライブスキャナにより身上事項の送信を受けたときは、当該身上事項を総合情報管理システムの電子計算機（以下「大阪府警察電子計算機」という。）に送信するものとする。

(2) 情報管理課長は、前記(1)により送信を受けた身上事項を警察庁電子計算機に登録するものとする。

第9 処分結果資料等の取扱い

1 処分結果等の登録等

規程第4条の規定により署長等から送付を受け、整理保管した処分結果資料については、次により登録等を行うものとする。

(1) 鑑識課の取扱担当者は、規程第6条第2項の規定による警察庁犯罪鑑識官への処分結果記録の送信については、細則第4条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する処分結果を警察庁指掌紋システム及び大阪府警察電子計算機に送信するものとし、警察庁における警察庁指掌紋システムへの当該処分結果の登録を確認した後、当該処分結果を大阪府警察指掌紋システムに登録するものとする。

(2) 鑑識課の取扱担当者は、規程第8条の規定による警察庁犯罪鑑識官への通知については、追加し、又は訂正すべき身上事項を警察庁指掌紋システム及び大阪府警察電子計算機に送信して行うものとし、警察庁における警察庁指掌紋システムへの当該事項の登録を確認した後、当該事項を大阪府警察指掌紋システムに登録するものとする。

2 処分結果等の警察庁電子計算機への登録

前記1の(1)又は(2)の処理を終えた処分結果又は追加し、若しくは訂正すべき身上事項については、次により警察庁電子計算機に登録するものとする。

(1) 情報管理課長は、前記1の(1)又は(2)により大阪府警察電子計算機に送信を受けた事項のうち警察庁電子計算機への登録に必要な事項を資料として印字の上、鑑識課長に送付するものとする。

(2) 鑑識課の取扱担当者は、前記(1)により送付を受けた印字資料に基づき抽出された内容を点検の上、大阪府警察電子計算機に送信するものとする。

(3) 情報管理課長は、前記(2)により送信を受けた内容を警察庁電子計算機に登録するものとする。

3 移送事件の処分結果の調査

鑑識課長は、検察庁又は家庭裁判所から他の都道府県の検察庁又は家庭裁判所へ移送した旨の通知書を受領したときは、移送先の検察庁又は家庭裁判所に移送事件処分結果調査依頼書（別記様式第2号）を送付してその処分結果の調査を依頼するものとする。

4 処分通知書等の送付

鑑識課長は、前記2の処理を終えた処分結果に係る処分結果通知書（規程別記様式第5号）又は裁判が確定した旨の通知書（以下「処分通知書等」という。）については、当該処分結果に係る事件を送致した署長等へ送付するものとする。

5 処分通知書等の廃棄

署長等は、前記4により送付を受けた処分通知書等については必要な処理を終えた後、裁断等の復元できない方法により廃棄しなければならない。

第10 遺留指掌紋の照会等

1 遺留指紋の照会

(1) 照会の種類

遺留指紋の照会の種類は、遺留指紋照会、余罪照会、遺留指紋再照会及び同一犯行確認照会とする。

(2) 照会の方法

鑑識課の取扱担当者は、大阪府警察指掌紋システム又は警察庁指掌紋システムにより照会するものとする。

2 遺留指紋の登録

(1) 登録の種類

遺留指紋の登録の種類は、遺留指紋登録、遺留指紋付加情報更新登録及び遺留指紋マスタ削除登録とする。

(2) 登録の方法

鑑識課長は、遺留指紋の照会を行った結果、指紋記録がないときは、取扱担当者に当該遺留指紋を大阪府警察指紋システム及び警察庁指掌紋システムに登録させておくものとする。

3 遺留掌紋の照会

(1) 照会の種類

遺留掌紋の照会の種類は、遺留掌紋照会及び遺留掌紋再照会とする。

(2) 照会の方法

鑑識課の取扱担当者は、警察庁指掌紋システムにより照会するものとする。

4 遺留掌紋の登録

鑑識課長は、遺留掌紋の照会を行った結果、掌紋記録がないときは、取扱担当者に当該遺留掌紋を警察庁指掌紋システムに登録させておくものとする。

第11 遺留指掌紋の照会の回答等

1 鑑識課長は、前記第10の1又は3による遺留指紋又は遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）の照会の結果、該当する指掌紋記録等を発見したときは、電話により直ちに署長等に回答するものとする。

2 署長等は、前記1により回答を受けたときは、当該回答に係る遺留指掌紋について所要の捜査を遂げ、当該遺留指掌紋が証拠となるかどうかについて、価値判断を行い、その結果を遺留指掌紋価値判断回答表（別記様式第3号。以下「回答表」という。）により鑑識課長に送付するものとする。

とする。

- 3 鑑識課長は、前記2により回答表の送付を受けた場合において、当該回答表に係る価値判断が適正であると認めるときは、現場指掌紋確認通知書（別記様式第4号）を作成し、署長等に送付するものとする。

第12 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成16年訓令第2号）第11条の2第1項の規定により、指掌紋情報照会業務において取り扱う情報の分類については、機密性高、完全性高及び可用性高とする。

第13 教養

署長等は、所属職員に対し、適正かつ効果的な照会等を行うため、必要な教養を行うものとする。